

平成 29 年度 事業計画



社会福祉法人 浄光会

平成 29 年度事業計画書目次

社会福祉法人 浄光会	3
特別養護老人ホーム花の苑 (介護老人福祉施設)	7
特別養護老人ホーム花の苑 (短期入所生活介護)	14
老人デイサービスセンター ひまわり (通所介護)	17
ホームヘルパーステーションひなた (訪問介護)	21
有料老人ホームひなた (住宅型有料老人ホーム)	23
遠軽町在宅介護支援センターひまわり (在宅介護支援センター)	24
遠軽町在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所 (居宅介護支援事業所)	25
社会福祉法人 浄光会 法人組織図	

社会福祉法人 浄光会 平成 29 年度事業計画書

1. 法人経営理念

『私たちは、ご利用者の方がその方らしく暮らせるための支援を致します』

2. こだわり

ありがとう(感謝のきもち)いっぱいの法人運営を目指します

3. 職員行動指針とモデル行動

全職員行動指針とモデル行動

やさしい言葉	
1	常に「〇〇さん～してくれてありがとう」と、素直に感謝の気持ちを伝えている ～ 「すみません」より「ありがとう」 ～
2	ご利用者に対しては、「〇〇さん、〇〇ですか?」「〇〇さん、〇〇しますか?」等の物腰の柔らかい敬語で対応していることにご利用者が安心した表情になっているかなどを確認している。
3	「一緒にやりましょう」「すごくいいですね」などの相手を認める言葉を掛け相手の笑顔と行動を引き出している。
明るい笑顔	
1	どんなに忙しい時でも全ての人に対し視線を合わせ口角を上げた笑顔で接している
2	自分から進んで笑顔で挨拶し、「今日も一日頑張りましょう」「今日も一日よろしくお願ひします」など、前向きな気持ちを言葉で伝えている
3	声を掛けられたときは手を止めて「はい!」とトーンを上げて笑顔で相手に向き合い、話を聴いている。
思いやる心	
1	相手を気遣い「何でも言って下さい」「何かお手伝いできることはありませんか?」等と常に自ら周りに声をかけている
2	常に相手の立場に立って不安などを全て聴き取った上で、否定から入らず「それは大変でしたね。大丈夫ですか?」等と気持ちに寄り添っている。
3	共有スペース等は、誰もが安全で気持ちよく使いやすいように、常に自ら進んできれいに整えている。
協調性とコミュニケーション	
1	相手と意見が異なる時でも、否定的な発言はせず、うなずきながら「そうですね。そういう見方・方法もありますね」等と、話を最後まで聴いている。
2	部署の方針(業務・支援等)など、業務上の決定事項について従っているだけでなく、「一緒に頑張りましょう」などと周りを盛り上げるプラスの言葉を掛けている。
3	決定事項や連絡事項は文書だけでなく相手にわかりやすい言葉で伝え最後に「わからない事はありませんか?」などと相手が理解できたか確認している。また、休みのスタッフにもメモやメール等で伝えている。

4. 前年度の総括

平成 28 年度は、各事業所において安定した稼働によって収益をあげることができました。花の苑では、インフルエンザの猛威によりご利用者やスタッフに感染し一時的な混乱が生じましたが医療職、介護職等の連携により終息することができました。今回の反省を活かし、いかに最小限にとどめるか、または感染者への対応についてもより一層のケアを身につけていきたいと考えます。

新たな取り組みとしては、特別養護老人ホーム花の苑において行事「夏祭り」を開催し、西町地区の住民の皆様や関係機関にご協力いただき盛大に行うことができました。

また、遠軽町の恒例行事である「遠軽がんばろう夏祭り」では職員の発案で千人踊りに初めて参加し、仮装部門で優勝することができました。

今後も開かれた法人運営を念頭に継続的にあらゆる活動を通して浄光会が地域に根ざした法人となるよう取り組んで参ります。

法人の体制としては、社会福祉法人制度改正への迅速な対応として、役員体制の変更等取り組まなければならない課題に対しても役員研修や管理職が積極的な研修会参加を通して情報収集を行いました。内部統制においては、まだ体制作りの途上ではありますが、日々の情報や決裁事項などの組織としての報告・連絡・相談の体制の強化、不正の防止や情報の共有などを図っております。

5. 今年度の経営方針

前年度に引続き、介護報酬の安定的確保を念頭に法人一体となって利用人数の確保、ご利用者ニーズへの対応に努めていきます。

また、社会福祉法人制度改正への迅速な対応として、法人組織を強くするための内部統制の構築と取り組みが義務付けられる地域貢献事業の新規及び継続実施、適正な資金管理を行なう財務規律強化を重点課題として取り組んでいきます。

(1)法人組織を強くするための内部統制の構築

理事長、総合施設長を中心とし、日々の情報や決裁事項などの組織としての報告・連絡・相談の体制を今一度強化し、不正の防止や情報の共有などを図ります。

また、社会福祉法人制度改正を大きな柱として評議員会が議決機関として位置づけられるため、新たな体制での組織づくりに注力していきます。

各職員については、経営理念と職員行動指針(モデル行動)を念頭においた浄光会職員としての自覚をもった行動に努めます。

(2)経営戦略

前年度に引続き、財務管理の専門家との指導顧問契約をおこない、社会福祉法人新会計基準に順じた適切な会計処理と前年度の課題であった毎月の決裁(仕訳表、収支報告など)を行って、経営分析を通して更なる強化を図っていきます。

(3)取り組みが義務付けられる地域貢献事業の実施

国の政策としても、社会福祉法人は株式会社等の他の経営主体と異なる役割を果たし地域のニーズへの対応をしっかりと取り組んでいかなければ社会福祉法人の存在意義そのものが認められなくなると考えており、今回の制度改正により内部留保金を地域貢献事業の費用とし

て地域に還元すべきだとの方向性を示しております。

社会福祉法人浄光会としては、早くから地域貢献についての意識を持ち、

ア 認知症高齢者にやさしい地域づくりへの貢献として、認知症サポーター養成講座の開講等を企画実施し、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進等を行う

イ 介護保険外支援サービスとして、介護保険等を利用できない入院中の訪問介護等を低額で提供いたします。

ウ 社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度の実施により、低所得者の負担軽減を図る

エ 各種専門学校や大学等の介護施設実習や職場体験による人材育成

オ 遠軽町社会福祉協議会とのタイアップによる介護職員初任者研修（人材開発・育成）

カ 福祉避難所として、事業所での人的・物的支援

キ 低所得者への居住の確保として住宅型有料老人ホームの事業運営

ク 在宅重度要介護高齢者へのストレッチャー入浴の提供

ケ 介護予防教室等へ開催場所の提供

コ 近隣自治体の会議や会合へ開催場所の提供

以上の地域貢献事業を既に実施、または今後実施していくことで地域に貢献していきます。

まずは、主たる事業である社会福祉事業を効果的に実施することが、公益性を維持する上で必要不可欠であり、既に実施している社会福祉事業を安定的に運営することに今一度注力していきます。合わせて、実施している地域貢献事業を自法人のホームページ上などに掲載することで地域住民などから社会貢献を果たそうとしている法人であるという理解が得られ、その事業を通じて法人にとっても多くのメリット（利用者獲得や人材確保の面）を得られることが期待できますので、広く周知することに努めていきます。

(4)人事戦略

①働きがいのある職場づくりの一環として教育と評価一体型の仕組みを構築します。

②採用時にはエルダー制度の継続的運用により、新入職員と先輩職員(指導する側)の相互関係を築き、不安を取り除いて仕事することで職員の定着、離職を防いでいきます。

③普通科高卒新入職員など無資格で入職した職員に対しては、介護職員初任者研修等を受講できるよう勤務体制等を支援するとともに、将来的に介護福祉士国家資格を取得できるようにバックアップしていきます。

6. 法人運営会議(係長職、管理者以上)

毎月1回、定例にて各事業所・部門の責任者が集まり、経営状況や稼働状況、現在の課題などの情報交換と連絡事項の確認等を行う会議を行う。

7. 理事会、評議員会、監事監査

	監事監査	理事会	評議員会
4月			
5月	○	○	
6月			○ (定時評議員会)
7月			
8月	○	○	
9月			
10月			
11月	○	○	
12月			
1月			
2月	○	○	
3月	○	○	○

特別養護老人ホーム 花の苑

(介護老人福祉施設)

1. 運営方針

要介護と認定されたご利用者に対して、一人一人のニーズに応じた施設サービス計画書(ケアプラン)を立案し、それを基にサービスを提供します。また、居室及び居室に近接して設けられている共同生活室(以下「ユニット」という)の提供を行い、各ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築きながら、ご利用者一人一人が有する能力に応じ、可能な限り自立し日常生活を営むことが出来るよう、個別ケアと認知症ケアを中心としたサービスを提供します。サービス提供によりご利用者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目指します。施設に入居されたとしても、地域やご家族との結びつきを重視しながら、関係する市町村や他の介護保険サービス事業者等と密接な連携を図り、総合的なサービスを提供します。

具体的な方針内容

- (1) ご利用者の生きて来られた歴史や人生観を大切にします。
- (2) 一人一人の願いや希望が尊重され、ご利用者主体の暮らし作りを目指します。
- (3) 介護の都合による無用な生活規制や禁止は致しません。
- (4) 生活の主体性や意欲を持てるような穏やかで優しい介護を目指します。
- (5) ご家族がご利用者を大切に思う気持ちを十分理解し、家族の立場になって生活の支援を致します。
- (6) ご利用者、ご家族に信頼して頂ける人間関係の構築に努めます。
- (7) 福祉施設の職員としての自覚を持ち、責任ある行動をとり続けます。
- (8) 介護に携わる専門職として常に自己研鑽に努め、向上心とチャレンジ精神を持って行動致します。
- (9) 人を思いやり、心からの笑顔で対応できる人間性豊かな職員の育成を目指します。
- (10) 地域との繋がりを大切にし、住民に理解を得られる施設運営を展開します。

2. 前年度の総括

ご利用者の重度化が進み、例年より入院者や施設の退所も多くなりました。また、重度化によって介護スタッフの介護負担が増したことで、腰痛を発症するスタッフもおりました。こうした状況から、重度化に対応した基礎介護技術の習得、介護負担の軽減を目的とした基礎介護技術の見直しに力を注ぎ少しでも介護負担が軽減できるように取り組んでいきます。行事では、新たな取り組みとして、花の苑において「夏祭り」を開催し、西町地区の住民の皆様や関係機関にご協力いただき盛大に行うことができました。

今年度も、ご利用者や地域住民に喜ばれる内容を企画したいと考えております。

また、全国的に猛威をふるったインフルエンザですが、花の苑も例外ではなくご利用者やスタッフの多くが感染し、対応に苦慮しました。今年度は、この反省から感染予防と感染拡大の防止に努めたいと思います。

また食事提供については、嚥下困難な方が増加していることから、なめらか食の研究を日々重ね、彩りや味の向上に情熱を注ぎました。

3. 今年度の取り組み

(1)基礎介護技術の習得

介護技術の柱である、食事ケア・排泄ケア・入浴ケア・トランスファーケア・認知症ケアを中心として、技術と知識を深め、ケアの質を高めていく。

特に今年度、排泄ケアでは慢性的に下剤に頼る排便ケアからの脱却をテーマに排便リズムの把握、トイレでの排泄、適切な運動(離床)、食物繊維を意識した食事、必要な水分補給等を見直すことで改善された実績から継続的に取り組んでいく。

また、トランスファーケアでは、ご利用者の機能を活かし、介護スタッフの身体的負担軽減を目的とした技術の習得に取り組んでいく。

(2)認知症ケアの確立に向けて

①認知症ケアに関する知識を高める為に、認知症の研修会を実施します。

②認知症ケアの専門性を高めるため、外部講師を招いた研修会を実施します。

(3)感染症対策・予防の徹底

前年度インフルエンザが蔓延した反省から感染症対策の基本である、①感染源の排除

②感染経路の遮断 ③人間の抵抗力の向上これらを念頭におき感染症対策を講じてまいります。また、感染症対策委員会や実技指導を定期開催し、感染症対策についての知識の補強に努めます。

(4)虐待防止の意識向上

身体拘束、高齢者虐待に関する研修会を開催し、意識向上を図る。

(5)レクリエーション・趣味活動など楽しみのある暮らし

認知症状のある方でも、介護度が重たい方でも、日々の暮らしの中や四季折々の季節感を感じていただけるような趣味活動や外出支援、ボランティアを活用した趣味活動などを企画して、楽しみのある暮らしをしていただく。

(6) 食事の提供においては、ご利用者様とのかかわりを積極的に持つことで、1人1人の嗜好等を把握し、喜ばれ満足していただける食事を目指します。

4. 定員

特別養護老人ホーム：50名

5. 基本的な日課等

時 間	項 目
6時30分頃	起床・更衣・整容
7時30分頃	朝食
9時00分頃	食後口腔ケア
10時30分頃	余暇活動・水分補給など
12時00分頃	昼食
13時00分頃	食後口腔ケア
13時30分頃	余暇活動(レクリエーションなど) 入浴(個別に週2回の入浴となります)
18時00分頃	夕食
19時00分頃	食後口腔ケア
19時30分頃	更衣
21時00分頃	消灯

※排泄については、個別対応にて随時誘導、介助いたします

具体的なケア内容

項目	内容
起床	ご利用者の生活リズムに合わせて起床を促します。
更衣・整容	ご利用者、ご自身が選択出来るように支援します。自立支援に繋がるよう、ご利用者が難しい部分をフォロー出来るように支援します。
食事	直営により、ご利用者の要望や職員の声を食事サービスに反映するよう努めます。また、食事のイベントや選択食等を実施し、ご利用者に満足して頂けるサービス提供に努めます。
水分補給	飲み物の種類を豊富にすることで、嗅覚・視覚等、五感を刺激して脳を活性化できるよう努めます。
入浴	マンツーマンでの介助を実施し、プライバシーに配慮した入浴を提供します。季節に合わせて入浴内容を工夫し、12ヶ月を通じて季節を感じて頂けるよう努めます。
排泄	ご利用者の排泄パターンを把握し、プライバシーに配慮した個別性のある排泄介助を行います。排泄時間や排泄方法をご利用者に合わせたものにするよう努めます。
余暇活動	ご利用者の趣味趣向にそって、楽しみの中で機能維持・回復ができるようなものを企画、実施します。
口腔ケア	必要な方には協力歯科医師より指導を受け、ご利用者の口腔内を清潔に保つことができるよう努めます。

6. 施設行事

時期	イベント	目的等
5	花見	桜やチューリップなどを観賞し、春の訪れを感じていただきます。
7	夏まつり	施設行事として新たに加え、地域やご家族とふれあい季節を感じていただきます。ご利用者、ご家族、地域住民、職員の交流の機会とします。
9	敬老会	ご利用者へ敬意を表し、長寿の祝いをご家族と共に行います。ご利用者、ご家族、職員の交流の機会とします。
	秋まつり	遠軽神社での秋祭りへ参加し、神輿や露店などを楽しんでいただきます。
11	こども園こころ お遊戯	園児のお遊戯や合唱を鑑賞し、子どもたちとのふれあいを楽しんでいただきます。
12	クリスマス会	ご利用者にも飾りつけなどを考えていただくなど参加しながら、非日常的な空間を提供することで、五感を刺激します。

1	お正月	新年を祝うお食事の提供や書初めなどを行います。
2	節分	豆まきを実施し、季節の変わり目に一年の健康を祈願して頂きます。

7. 職員

職 種	員 数	
	常 勤	非常勤
施設長	1	
生活相談員	2	
介護支援専門員	2	
介護職員	33	9
看護職員	3	2
機能訓練指導員	1	
医 師	1	
栄養士	1	
調理員	6	
事務員	2	1

8. 職員会議

会議名	内容	頻度	参加者
花の苑運営会議	毎月の議題、連絡事項等	毎月1回	リーダー以上
給食運営会議	食事の提供状況や課題等	毎月1回	リーダー以上
感染症対策委員会	施設で警戒すべき感染症について	3ヶ月に1回	リーダー以上
花の苑入居判定会議	申込者の整理、次期入居者の選考等	3ヶ月に1回	判定委員
ユニット会議	ケアプラン、事故防止、褥瘡予防、苦情処理、業務改善等	毎月1回	ユニットスタッフ・他職種

9. トータルケアシステムを深めるための体制づくりと研修

トータルケアとは、介護施設で重度化している入居者に対応するためユニットケア先進施設の多彩な実践をもとに開発されたシステムであります。

トータルケアでは、総合記録シートと呼ばれる入居者の生活を1週間単位と24時間軸で連続したものとして把握する記録様式を導入し、水分摂取量・食事摂取量・排泄(便・尿)状態・体温・血圧・認知症の行動障害などの重要項目を関連づけてチェック、ケアを行います。介護現場のスタッフは、入居者の健康状態を総合的に把握し、より適切なケアを行うことが可能となります。このシステムは、入居者に関わるあらゆる職種が連携していくことが大前提となりそれぞれが、専門性を発揮しながら入居者の健康状態等を把握し、異常の早期発見に努めていきます。その結果、肺炎などでの入院が減少し花の苑での穏やかな暮らしが継続できます。

【介護部門の役割】

入居者への支援を、中心となって行います。身体的、精神的な介護を連続したものとして関わりながらADLの維持向上を目標に、入居者にとってQOLの満足に繋がるよう努めます。各職員は一定の知識と技術を有し、総合記録シートを活用しながら肺炎や脱水の予防・食事の減退、バイタルの変動、褥瘡予防など異常の早期発見を看護や多職種と連携しながら行う。

【看護部門の役割】

入居者の健康状態を把握し、必要な医療提供を行うことはもちろん、総合記録シートなどから排泄状態の確認やバイタルの変動、脱水傾向のチェックなど入居者の異常を早期に発見し、肺炎などにならないよう介護部門に対しても必要な助言や技術指導を行う(口腔ケアや体位変換など)。

【栄養部門の役割】

入居者の希望を反映した満足していただける食事提供に努めるとともに、嚥下機能の低下した入居者への嚥下食【なめらか食】の提供によって、誤嚥性肺炎になりにくい安全な食事の開発、提供を多職種連携で行います。

【相談・支援部門の役割】

入居者の暮らしと職員の業務を総合的に把握し、多職種連携の調整役・ケアマネジメントの柱として、ご家族・担当ケアマネジャーとの連携窓口として入居者の暮らしを支えます。入居者本人、ご家族、多職種と情報を共有し暮らしとリンクした適切なプラン作成に努めます。

【トータルケア研修計画】

トータルケアを実施するために、各職員は一定の知識と技術を身につけなければ入居者の微細な変化や異常に気づくことや安定した生活を提供することができません。その為、下記のテーマごとの内部研修を事業部統括部長、入所サービス課係長、ケア主任、ユニットリーダーを中心としてスキルアップに取り組みます。この知識と技術の安定的習得によって【ケアの安定】と【稼働率の安定＝経営の安定】へと効果を発揮します。

研修計画

時 期	研修名	内容等
4 月	新入職員育成研修	社会人としての基礎・心構え、接遇 基礎介護技術など
	トランスファー研修	ご利用者の機能を活かし、介護スタッフの身体的負担軽減を目的とした技術の習得
5 月	トランスファー研修	ご利用者の機能を活かし、介護スタッフの身体的負担軽減を目的とした技術の習得

6月	排泄ケア研修	排泄の仕組みを理解し、下剤に頼らない排泄ケアを実践していく
8月	入浴ケア	ご利用者の機能を活かし、介護スタッフの身体的負担軽減を目的とした技術の習得
9月	食事・口腔ケア研修 (現任スキルアップ)	食事介助方法や口腔ケアの重要性など
11月	認知症研修(現任スキルアップ)	認知症の理解と関り方、ユマニチュード手法等について

10.平成 29 年度 入居ユニットごとのケア目標と取り組みたいこと

【すみれユニット】	
ケア目標	『ご利用者が日々楽しく過ごせるようスタッフは明るく笑顔で接していく』
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・企画書による計画を立て、外出の機会を増やし新しい事にチャレンジします ・週1回以上のレクリエーション及び歩行訓練等を行います
【なでしこユニット】	
ケア目標	『ご利用者の心に寄り添い、相手の立場に立った個別ケアを心がける』
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフは現状に満足せず、常に学ぶ姿勢を忘れず技術や知識の向上に努める ・週1回以上のレクリエーション及び歩行訓練等を行います
【あやめユニット】	
ケア目標	『スキントラブルの減少と、細やかなケアの提供に努める』
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションを充実させ、ご利用者のADLを生かした関わりを意識した支援をしていく
【らいらっくユニット】	
ケア目標	『ご利用者・スタッフが日々笑顔で過ごせる関係・環境づくりをしていく』
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・他のご利用者との交流により関係づくりを図って生活に楽しみを作っていただく ・企画書による計画を立て、季節感を味わえるような外出の機会をつくる
【こぶしユニット】	
ケア目標	『思いやりと優しさを意識し、笑顔になる瞬間をたくさん作る』
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・外出や菜園作りを通して季節感や自然を感じる時間を作っていく ・キャップアート製作や交流活動を充実させながらレクリエーションの技術向上に取り組む

11. 予算に関する取組みと必要物品等

項目	必要数	予算額小計	備考
Panasonic 人感センサー	5	50,000	単価 10,000
介護用品		200,000	
調理器具一式		340,000	
合計		540,000	

12. 委員会・会議等年間予定表

	花の苑 運営会議	入居判定 会議	避難災害 訓練	法人運営 会議	その他
4月	24日	19日		26日	
5月	29日			30日	
6月	26日		火災	23日	
7月	24日	20日		27日	
8月	21日			24日	
9月	25日			27日	
10月	23日	18日	災害	26日	
11月	20日			24日	
12月	25日			22日	
1月	22日	17日		25日	
2月	26日		火災	22日	
3月	26日			22日	

特別養護老人ホーム 花の苑

(短期入所生活介護)

1. 運営方針

要介護・要支援と認定されたご利用者に対して介護施設として、ご利用者、ご家族にとって安心して安全な質の高い運営を行ってまいります。ご利用者に、ご自宅での生活と同様にくつろぎの場として、落ち着いたあるゆったりとした時間を過せる環境を整えて参ります。

また、ご利用者一人一人が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、ご利用者の心身機能の維持、向上ならびに、ご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目指します。当事業所を利用されることで、在宅生活が少しでも継続できるよう貢献いたします。人間らしく生きることへの意欲が持てるような環境づくりを心がけ、ご利用者の個性を大切にします。事業の実施にあたっては、地域やご家族との結びつきを重視しながら、関係する市町村や他の介護保険サービス事業者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

具体的な方針内容

- (1)ご利用者の生きて来られた歴史や人生観を大切にします。
- (2) 一人一人の願いや希望が尊重され、ご利用者主体の暮らし作りを目指します。
- (3) 介護の都合による無用な生活規制や禁止は致しません。
- (4) 生活の主体性や意欲を持てるような穏やかで優しい介護を目指します。
- (5) ご家族がご利用者を大切に思う気持ちを十分理解し、家族の立場になって生活の支援を致します。
- (6) ご利用者、ご家族に信頼して頂ける人間関係の構築に努めます。
- (7) 福祉施設の職員としての自覚を持ち、責任ある行動をとり続けます。
- (8) 介護に携わる専門職として常に自己研鑽に努め、向上心とチャレンジ精神を持って行動致します。
- (9) 人を思いやり、心からの笑顔で対応できる人間性豊かな職員の育成を目指します。
- (10) 地域との繋がりを大切にし、住民に理解を得られる施設運営を展開します。

2. 前年度の総括

例年以上に稼働率が高く、改めて短期入所の需要の高さを感じることがありました。そういった場合に特養入居者の空床を積極的に活用し、稼働の確保において多職種の協働や理解をもってスムーズに受け入れることができました。

遠軽町や居宅支援事業所より緊急受入の要請もあり柔軟に対応することをこれまで以上に学ぶことができました。

3. 今年度の取り組み

(1)更なる稼働の安定を図る

ニーズの高い短期入所生活介護事業をご利用いただくために、職員の体制を見直して施設の都合で断らない事業所を目指し、安定的な運営を目指します。

(2)基礎介護技術の習得

介護技術の柱である、食事ケア・排泄ケア・入浴ケア・トランスファーケア・認知症ケアを中心として、技術と知識を深め、ケアの質を高めていく。

特に今年度、排泄ケアでは慢性的に下剤に頼る排便ケアからの脱却をテーマに排便リズムの把握、トイレでの排泄、適切な運動(離床)、食物繊維を意識した食事、必要な水分補給等を見直すことで改善された実績から継続的に取り組んでいく。

また、トランスファーケアでは、ご利用者の機能を活かし、介護スタッフの身体的負担軽減を目的とした技術の習得に取り組んでいく。

(3)認知症ケアの確立に向けて

①認知症ケアに関する知識を高める為に、認知症の研修会を実施します。

②認知症ケアの専門性を高めるため、外部講師を招いた研修会を実施します。

(4)感染症対策・予防の徹底

前年度インフルエンザが蔓延した反省から感染症対策の基本である、①感染源の排除

②感染経路の遮断 ③人間の抵抗力の向上これらを念頭におき感染症対策を講じてまいります。また、感染症対策委員会や実技指導を定期開催し、感染症対策についての知識の補強に努めます。

(5)虐待防止の意識向上

身体拘束、高齢者虐待に関する研修会を開催し、意識向上を図る。

(6)レクリエーション・趣味活動など楽しみのある暮らし

認知症状のある方でも、介護度が重たい方でも、日々の暮らしの中や四季折々の季節感を感じていただけるような趣味活動や外出支援、ボランティアを活用した趣味活動などを企画して、楽しみのある暮らしをしていただく。

(7) 食事の提供においては、ご利用者様とのかかわりを積極的に持つことで、1人1人の嗜好等を把握し、喜ばれ満足していただける食事を目指します。

4. 定員

短期入所生活介護：10名(1ユニット)

以下特別養護老人ホーム花の苑に準じる。

5. 平成 29 年度 ユニットのケア目標と取り組みたいこと

【さくらユニット】
ケア目標『 ご利用者が安心して、穏やかに過ごしていただけるようスタッフ間、協力ユニットで情報共有など協力し合い支援する。 』
取り組み ①優しい声掛け、思いやりを持ち、ゆとりのある対応を心掛ける。 ②スタッフ間、他職種との報告・連絡・相談をしっかりと行う。 ③それぞれのご利用者の生活習慣を大切にされた支援をしていく(経営理念に沿う) ④レクリエーションを充実させ、ご利用者に楽しみを提供していく

老人デイサービスセンターひまわり

(通所介護・日常生活支援総合事業)

1. 運営方針

老人デイサービスセンターひまわりは、これまでの事業実績と経験を引き継ぎながら、関係法令を遵守した誠実で透明性の高い事業運営を進めて参ります。

如何なる時も懇切丁寧に対応し、地域から安心且つ信頼を寄せていただけるような事業所を目指し、お客様(ご利用者やご家族)や地域の介護ニーズに応じたサービス事業を提供していきたいと思っています。尚、今年度より、遠軽町にて総合事業が開始されるため、出来る限り地域の方達のお力になれるような取組や活動を行っていきたいと考えています。その中で、前年度同様、質の高いサービスを目指しながら、一日平均 20 名の方にご利用いただくことを目標といたします。

2. 前年度の総括

- ・家族参加の外出行事～ご利用者、家族共に大変よろこばれていた。検討必要な課題はあるが来年度も行う。
- ・毎月 1 つ新しいレクリエーションを提供する～皆で協力しながら提供出来ていた。今後は既存のものを修復していく。
- ・午前中の新しい体操、口腔体操を提供する～職員勉強不足の為あまり出来ていなかった。今年度は研修を受け取り組んでいきます。

3. 今年度の取り組み

- ・ご利用者との買い物ツアーを行います。
- ・家族参加の外出行事を行います。
- ・午前中の体操・運動時間に、新しい体操や口腔体操を取り入れ、積極的にご利用者様に提供します。
- ・食事サービスについては、特別養護老人ホーム花の苑に準じる。

4. 定員

通常規模型：25 名

5. 基本的な日課、サービス等

時 間	項 目
8 時 00 分頃	到着
9 時 00 分頃	健康チェック
10 時 15 分頃	入浴・整容
12 時 00 分頃	昼食
13 時 00 分頃	喫茶・静養
14 時 00 分頃	機能訓練・アクティビティ・趣味活動
16 時 00 分以降	帰宅

通所介護のサービス内容

(1)日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 排泄の介助

イ. 移動の介助

ウ. ご利用者の体調急変時に通院の介助及び必要な身体の介護

エ. 養護（休養）

常に利用者の健康状態に留意し、心身に負担のかからないよう適宜、談話、休養の時間をもうけていく。

(2)健康状態の確認

家族との連絡を密にし、利用者の健康状態の把握に努める。

入浴前は血圧測定・検温・問診を行う。又、状態が悪いような時などはかかりつけの医療機関の指示を受けるなど速やかな対応に努める。

(3)機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ. 行事的活動

エ. 体操

オ. 趣味活動

(4)送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

(5)入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

入浴形態

ア. 一般浴槽による入浴

イ. 特殊浴槽による入浴

介助の種類（必要に応じて行う）

ア. 衣類着脱

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な介助

(6)食事サービス

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

エ. 調理

(7)相談、助言等に関する事

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ. 福祉用具の利用法の相談、助言

6. 施設行事

時期	イベント	目的等
6	温根湯・山の水族館 (家族参加)	ご利用者のご家族にも参加を促し、水族館で色々な魚を観賞し、行事を通してデイサービスの事を知っていただきます。また、職員のご家族、ご家族同士の交流を図ります。
8	七夕・盆踊り	季節を感じていただき、非日常的な空間を提供することで、五感を刺激します。
9	買い物ツアー	外出の少ないご利用者の方に、気分転換を図り、社会との交流をもって頂きます。
11	こども園こころお遊戯	園児のお遊戯や合唱を鑑賞し、子どもたちとのふれあいを楽しんでいただきます。
12	クリスマス忘年会	ご利用者にも飾りつけなどを考えていただくなど参加しながら、非日常的な空間を提供することで、五感を刺激します。
適時	慰問	地域との交流を図り、楽しい時間を提供します。

7. 職員

職 種	員 数	
	常 勤	非常勤
管理者	1 (兼務)	
生活相談員	3 (兼務)	
介護職員	4 (兼務 1 名)	4
看護職員	2(兼務 2 名)	

8. 職員会議

会議名	内容	頻度	参加者
職員会議	ケース検討・行事計画・事故、ヒヤリハット等の対策確認	月一回程度	デイ職員

9. 研修計画

時 期	研修名	内容等
7	口腔体操	口腔ケアの重要性・口腔体操
10	体操教室	理学療法士を招いて利用者との体操教室

10. 予算に関する取組みと必要物品等

項 目	必要数	予算額小計	備 考
浴室滑り止めマット	3	46,170	
浴槽踏み台	4	42,120	
車椅子（自走用）	1	58,320	
車椅子（介助用）	1	58,320	
爪やすり	1	8,208	
衣類乾燥機	1	60,480	
浴室用ヒーター	1	12,744	
浴室清掃	1 回	63,000	年 2 回の実施（1 回は遠軽町）
合 計		341,154	

11. 介護予防・日常生活支援総合事業

第 1 号通所事業(介護予防通所介護相当)

平成 29 年 4 月より遠軽町から指定を受け、開始される事業です。事業対象者(おおよそ、要支援 1・2 相当)に対して、通所介護サービスと同様のサービス(上記記載)を提供させて頂き、心身状態の悪化を出来る限り防ぐための活動を行っていきます。

ホームヘルパーステーションひなた

(訪問介護)

1. 運営方針

ご利用者の意思及び人格を尊重し、要支援・要介護状態の軽減もしくは悪化予防に努め、可能な限り居宅において、その人の能力に応じて自立した日常生活が送れるようご利用者の立場に立ったサービスを提供します。また、ご利用者やご家族・関係する医療福祉関係者及び地域の方と協働し、ご利用者が地域で安心して生活していく上での生活課題を整理し、「介護計画(ケアプラン)」を基に「個別支援計画」を作成した上で専門的な知識・技術を発揮し統一したサービスの提供を行うことができるよう日々努力し、ご利用者・そのご家族から喜ばれるケアの提供に努めます。

2. 前年度の総括

訪問介護員の増員により、登録ご利用者が増加し介護保険収入も増加しました。

また、受診や乗降介助の利用数が増え、車両の稼働率も上昇しています。それでも、遠軽町全体では訪問介護の需要に対しての供給数が間に合っておらず、ますます必要性が高まってきました。つきましては、職員の教育に注力し、少しでも多くのご利用希望者へ質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

3. 今年度の取り組み

介護予防が日常生活支援総合事業へと移行することに伴い、法令に順じたサービスの提供に努めていく。

- (1)サービス提供に関する書類作成と管理の見直し
- (2)研修・教育体制の確立を行う

4. 基本的な業務等

(1)身体介護

- ・入浴介助…入浴ができるご利用者の場合は、入浴のお手伝いをしますが、困難な方は清拭などをします。
- ・通院介助…通院しているご利用者の場合は、通院の手伝いをします。

(2)生活援助

- ・調理…ご利用者の食事の用意をします(ご家族の分はありません)
- ・洗濯…ご利用者の衣類の洗濯をします(ご家族の分はしません)
- ・掃除…ご利用者の居室の掃除をします(庭や敷地など、ご利用者の居室以外は行いません)
- ・買い物…ご利用者の日用生活用品等の買い物を行います。

5. 職員

職 種	員 数	
	常 勤	非常勤
管理者	1	
サービス提供責任者	1	
介護職員	1	10

有料老人ホームひなた

(住宅型有料老人ホーム)

1. 運営方針

個々に応じ、自立した日常生活ができるように、質の高いサービスの提供をスタッフ一同、入居者のパートナーとして、温かい雰囲気の中で、安心と安全を第一に楽しく暮らしていただけるホームを目指します。

2. 定員

8名(個室2室、夫婦部屋3室)

3. 職員

職 種	員 数	
	常 勤	非常勤
管理者	1	
介護職員	2	8

4. 前年度の総括

短期間の入院者がおりましたが、新たな入退所はなく安定した年でした。クリスマス会や節分など季節を感じていただける行事を行い楽しんでいただけました。新年度はより、楽しんでいただける企画・運営に努めたいと考えております。

5. 今年度の取り組み

(1) 行事の取り組み

季節ごとの行事や誕生日会の開催などを通じて、入居者と職員の交流と季節感を感じていただくことを目的に行う。

(2) 運営懇談会の開催

運営懇談会は、原則として、定例懇談会を年2回開催します。但し、定例懇談会のほか、ホームと入居者の双方が必要と認めた場合は、臨時懇談会を随時開催するものとします。議題については、以下の通りとする。

- ア 施設における入居者の状況、入・退去の状況、サービス提供の状況
- イ 各年度における管理費・食費等の収支状況、ホーム本体の各会計年度の決算内容
- ウ 管理費、食費その他のサービス費用及び使用料の改定
- エ 管理規程、細則等の諸規則の改定
- オ 入居者の意向の確認や意見交換
- カ 各年度の職員数・職員配置体制・勤務形態、職員勤務時間の説明等
- キ その他特に必要と認められた事項

(3) 食事サービスについては、特別養護老人ホーム花の苑に準じる。

遠軽町在宅介護支援センターひまわり

(在宅介護支援センター)

1. 運営方針

団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳を迎える 2025 年を目途に、国は地域包括ケアシステムの構築とともに、2015 年に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定し推進しているところです。

支援センターひまわりは、本年度も高齢者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう新オレンジプランに基づく認知症施策も含め、遠軽町の総合相談窓口として行政機関や地域包括支援センター、医療機関、居宅介護支援事業等の各関係機関と連携し、自立の方を含めた地域の高齢者とその家族からの相談に応じていきます。

2. 前年度の総括

- ・前年度 年間相談数 2,628 件 →今年度 2,546 件（2 月末現在）

3. 今年度の取り組み

(1) 総合相談

- ・「自立支援」や「生活支援」「認知症」「介護予防」など在宅介護に関するあらゆる相談に総合的に応じる。また、高齢者の虐待防止や早期発見、消費者保護（悪徳商法等）に努め、権利擁護や成年後見制度の利用も含め相談に対応していく。

(2) 申請代行

- ・介護保険対象外の者に係る福祉制度等の利用申請代行。

(3) 福祉用具の紹介

- ・介護保険の利用が困難な方への福祉用具や介護用品の紹介、選定や使用方法についての助言を行い、自立に向けての支援や介護の負担軽減の支援を行う。

(4) 地域の高齢者の実態把握と地域資源の提言

- ・地域包括支援センターの協力機関として、地域の高齢者とその家族、高齢者を取り巻く環境などの実態把握を行い、地域に必要なサービスや資源等の提言に繋げる。

(5) 認知症総合支援事業（地域支援事業）への協力

- ・平成 30 年度には全国の市町村で実施することとなっており、浄光会として、在宅介護支援センターとして行政機関や包括支援センター、医療機関等と連携しながら協力していく。

(6) 他機関との連携を密にし、コーディネーター機能の強化

- ・遠軽町地域ケア会議、町の住宅改善支援チームへの参加

(7) 平成 30 年度事業委託についての協議

遠軽町在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所

(居宅介護支援事業所)

1. 運営方針

国は将来中重度の要介護者や認知症高齢者となったとしても「住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムの構築を目指し、医療・介護連携や認知症施策、地域ケア会議の推進、介護予防や生活支援サービスの充実等を盛り込んだ地域支援事業、費用負担の公平化などを進めているところです。それらの実現に向け、引き続きより質の高いケアマネジメントを目指し利用者の在宅生活を支援していきます。

また、今年度より遠軽町に於いても介護予防・日常生活支援総合事業が開始される為、行政機関や地域包括支援センターとも連携し要支援者等に対する支援を継続していきます。

2. 前年度の総括

・平成28年度給付管理件数 目標 115 件（ケアマネ各自が目標数を設定）の確保としたが、死亡や入院、転居等による終了が重なる等の状況により目標は達成できなかった。但し、前年度の月平均数 96.3 件を上回る、月平均数 100.2 件（2 月末現在）を確保することができた。

3. 遠軽町在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所としての取り組み

(1) 在宅生活継続への支援

要支援、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り自宅において、個人の有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう支援します。

(2) 利用者の尊厳の保持

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように公正中立の立場で支援します。

(3) 各関係機関との連携

事業の運営にあたっては、行政機関、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、医療機関等の各関係機関と連携していきます。

(4) 職員の資質の向上

2015年、介護保険法にケアマネジャーの資質向上が努力義務として追加されました。多様に変化する介護保険制度を円滑に実施していく為、今後も個々の研修計画に沿って研修会や学習会へ積極的に参加し、事業所内でも事例検討等研修内容を工夫しながら取り組むことで、個々・事業所全体の資質向上に努めていきます。

<今年度の重点項目>

- ・特定事業所加算Ⅱ（400単位／月）の算定を継続し、運営基準に適した給付管理件数の確保をしていきます。
平成29年度給付管理件数 目標 100件以上の確保
- ・1名が主任ケアマネ更新研修、2名がケアマネ更新研修を受講し、資質の向上、体制の確保に努めていきます。
- ・地域ケア会議、ケアマネ連絡会協議会へ積極的に参加・協力し、地域課題の把握や課題への取り組みに努めていきます。

※平成28年度より遠軽町ケアマネジャー連絡協議会の事業として取り組んでいる認知症カフェの運営実施については、認知症の方とその家族への支援、地域の認知症への理解を深めることを目的に、町内のケアマネジャーとともに継続。認知症サポーター研修修了者の参加を得たところであり、今後も地域住民と共に住民主体のものとなるよう基盤作りを進めていく。

4. 職員（常勤換算4人）

職 種	員 数	
	常 勤	非常勤
管理者(主任介護支援専門員)	1	
主任介護支援専門員	1	
介護支援専門員	2	

5. 職員研修

時 期	研修名	内容等
未定	主任ケアマネ更新研修	追加実施分の時期・場所未定
9月予定	ケアマネ更新研修	2名 北見予定